

# 受取方法

## ○口座への振込

児童手当口座（または申請書に記載した口座）に入金されます。

※原則、児童手当口座に支給させていただきます。

※指定できる口座は、口座名義が支給対象者であるものに限りです。

※金融機関口座を持っていないなど、やむを得ない事情により口座振込ができない方はご相談ください。

## ●申請期間

平成26年8月25日(月)～平成26年11月28日(金)

## ●申請場所

美波町役場保健福祉課・美波町由岐支所

※阿部出張所では申請受付できません。

※窓口は大変混雑することが予想されます。ご了承ください。

**提出書類** ※自営業者や会社員の方と公務員の方で異なりますのでご注意ください。

1. 自営業者や会社員の方（町から児童手当を支給されている方）

○子育て世帯臨時特例給付金申請書

《児童手当の振込先口座と異なる口座を指定する場合》

○支給対象者の本人確認書類（住民基本台帳カード、運転免許証、旅券（パスポート）等）の写し

○振込先金融機関の分かるもの（通帳、キャッシュカード）の写し

2. 公務員の方（職場から児童手当を支給されている方）

○子育て世帯臨時特例給付金申請書

○公務員児童手当受給状況証明書

○振込先金融機関の分かるもの（通帳、キャッシュカード）の写し

《児童手当の振込先口座と異なる口座を指定する場合》

○支給対象者の本人確認書類（住民基本台帳カード、運転免許証、旅券（パスポート）等）の写し



「臨時福祉給付金」（簡素な給付措置）や「子育て世帯臨時特例給付金」の  
**“振り込め詐欺”** や **“個人情報”の詐取** にご注意ください。

市町村や厚生労働省などをかたった不審な電話や郵便があった場合は、お住まいの市町村や警察署（または警察相談専用電話（#9110））に御連絡ください。

●お問い合わせ先

役場保健福祉課

子育て世帯臨時特例給付金担当

☎77-3614

